

業務用空調冷凍機器からのフロン類の排出抑制方策

1. 機器の廃棄時におけるフロン類の回収促進方策

(1) 機器の廃棄者に係るフロン類の適正な回収の強化方策

【現状と課題】

機器の廃棄者が回収業者にフロン類を適法に引き渡していない可能性があるのではないかと懸念されている。

【対応の方向】

廃棄者への法制度の周知を図るとともに、回収作業の発注を適切に行うことが可能となるような環境を整えた上で、廃棄者の責任を明確にし、その責任のもとで適正な回収を徹底するために必要な措置を導入する。

【検討課題】

法制度周知活動の推進

フロン回収破壊法上の義務を認識していない廃棄者が存在していることから、国、地方公共団体、業界団体、地域の協議会等が積極的に廃棄者への法制度の周知活動を推進していくべきではないかと懸念されている。

解体工事の際の機器関連情報の提供

フロン回収破壊法では、廃棄者は業務用冷凍空調機器の廃棄時にフロン類を引き渡す義務を負っている。しかしながら建物解体に伴う空調機器の廃棄については、その機会が少なく、廃棄者は手続きに不慣れな上に、建築物の構造等への知見が乏しいために機器中のフロン類の回収について委託漏れが生じるおそれがある。このため、解体工事を請け負う者が、解体対象建築物に残存している機器に関する情報を施主に提供する仕組みを設けてはどうかと懸念されている。

フロン類マニフェスト制度の導入

フロン類の回収が適正に完了し、廃棄者が責任をきちんと果たしたことを確認できるよう、また、回収が適切に行われなかった場合において事後的に廃棄者又は行政がその原因を究明し、必要な措置を講ずることができるよう、廃棄から回収に到る経路についてマニフェスト制度を導入することが適当ではないかと懸念されている。また、回収終了の証明として回収業者からマニフェストの写しが廃棄者のもとに戻ってこなかった場合や、写しに虚偽の記載

がなされているような場合には、廃棄者が都道府県知事に通報し、行政が速やかに不適正な処理がなされた事案を把握できる仕組みとすることが適当ではないか。

行政の関与

廃棄者が適切に義務を果たさない場合には、都道府県知事が指導等を行うことのできる仕組みとすべきではないか。

また、不正な交付等マニフェストに関し問題があった場合に、都道府県知事が廃棄者に対し勧告等を行うことができる仕組みが必要ではないか。

(2) 第三者が介在した場合のフロン類の適正な回収の強化方策

【現状と課題】

廃棄者が機器の廃棄とフロン類の回収を一括して第三者に委託した場合において、回収等の発注等が、当該第三者から更に下請けの事業者を経る過程で途切れ、回収業者まで到達しない可能性があるのではないか。

【対応の方向】

廃棄者から機器の処理を含む作業を受注する建物解体業者、リフォーム業者、廃棄物処理業者等の位置づけを明確にするとともに、フロン類回収に到る流れを関係者が確認できる仕組み等を導入する。

【検討課題】

廃棄者が第三者に委託する場合の契約の適正化

廃棄者が第三者（解体工事やリフォーム工事を請け負う者、廃棄物処理業者等）に回収業者への取り次ぎを委託する場合に、書面による明確な作業発注が行われなかったり、費用負担が曖昧だったりするという実態があることから、契約書面の相互交付、当該書面の一定期間の保存、費用負担の明確化等を盛り込んだ、廃棄者が第三者に委託する際に遵守すべき基準を定め、当該基準に従った契約を義務づけることが適当ではないか。

また、上記委託基準が遵守されることにより、契約が書面で保存されることになり、廃棄者が適切に委託を行ったことを事後的に確認することも可能となる。

取次者の責任の明確化

廃棄者から業務用冷凍空調機器の処分に加えて当該機器中の冷媒フロン類を回収業者に回収させるよう委託された解体工事やリフォーム工事を請け負う者、廃棄物処理業者等を「第一種フロン類取次者」（仮称）と位置づけ、機器中の冷媒フロン類の回収を第一種フロン類回収業者に委託する責任をフロン回収破壊法上明示的に課すべきではないか。

フロン類マニフェスト制度の導入【再掲】

行政の関与

第一種フロン類取次者が自らの責務を適切に果たさない場合には、都道府県知事が指導等を行うことのできる仕組みとすべきではないか。

また、マニフェストに問題があった場合に、廃棄者からの報告等に基づき都道府県知事が取次者に対し勧告等を行うことのできる仕組みが必要ではないか。

2. 機器の修理・整備時におけるフロン類の回収促進方策

【現状と課題】

整備時に実施されるフロン回収の扱いが不明である。

【対応の方向】

機器の修理・整備時のフロン回収についても、機器廃棄時のフロン回収と同様の措置を講ずることにより回収・破壊等を推進する。

【検討課題】

修理・整備時におけるフロン類の回収義務

修理・整備時においてフロン類の回収が必要になった場合は、修理・整備の発注者の責任において回収することとすべきではないか。発注者がフロン類回収を回収業者に委託する場合には、廃棄の時と同様、遵守すべき委託契約基準を定め、当該基準に従った委託を義務づけることが適当ではないか。

その際、機器の修理・整備の発注者自らは、修理・整備時にフロン類の回収が必要か否かが判断できないと考えられるため、修理・整備時に回収が必要になった場合は、修理・整備業者が発注者に対しその旨を告知する仕組みを設けてはどうか。

都道府県知事の登録を受けた回収業者による回収の実施

修理・整備時にフロン類を回収する事業者についても、機器の廃棄時にフロン類の回収を行う事業者と同様に都道府県知事への登録が必要とすべきではないか。

また、修理・整備時に回収したフロン類についても、廃棄時に回収されたフロンと同様に、再利用されるものを除き破壊業者に引き渡さなければならぬとすべきではないか。

修理・整備時における回収量の報告等

修理・整備時に回収したフロン類の量等についても、記録、都道府県知事への報告等廃棄時と同様の措置を講ずるべきではないか。

3. その他

(1) 回収業者によるフロン類回収の適正化方策

【現状と課題】

回収業者による回収が適切に行われていない可能性がある。

【対応の方向】

立入検査の徹底等により事業の適正化を図るとともに、回収業者の技術水準の確保について検討を行う。

【検討課題】

報告徴収、立入検査の徹底等

都道府県知事は、回収量報告や前出のマニフェスト等を活用し、回収業者に対する報告徴収、立入検査、指導等を積極的に実施し、回収業者が回収に係る基準を遵守していることを確認してはどうか。

回収業者の技術水準の確保

回収基準に従った適切な回収を推進するため、回収業者が一定の技術水準を確保するための方策を検討すべきではないか。

フロン回収に要する時間の確保

廃棄者、修理・整備の発注者及び第一種フロン類取次者は、建物解体、リフォーム、修理・整備等の発注の際、フロン類の回収に係る時間を考慮の上、必要な作業時間が確保されるよう配慮すべきではないか。

(2) 冷媒のノンフロン化の推進方策

【現状と課題】

冷凍機器を利用している業界を中心に、HCFCの新規冷媒用途の製造等が全廃される2010年に向けて冷媒の転換の取組が進められているが、温室効果ガスであるHFCへ転換される場合が多い。

【対応の方向】

高効率かつ安全な自然冷媒型省エネ冷凍空調システムの技術開発を行う。
また、安全性の確保をはじめ総合的に適切な分野においては、温暖化係数のより小さい自然冷媒への転換を促進する。

【検討課題】

代替冷媒等に係る技術開発の推進

本年度から(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)において開始した省エネノンフロン型冷凍空調システム開発プロジェクトを推進していく必要があるのではないか。

自然冷媒利用装置・機器の普及促進

一部には自然冷媒を利用した装置・機器が実用化されている分野があり、そのような分野での更なる普及を図るため、官民一体となって取り組んでいく必要があるのではないか。

(3) その他

普及啓発の推進【一部再掲】

機器の整備・廃棄時におけるフロン回収の必要性について、国は、従来の取組に加え様々な啓発活動を展開するとともに、業界団体による周知、地域における協議会の活動強化等を通じた制度の周知に係る啓発活動を更に推進すべきではないか。

地域協議会の活性化

各都道府県においてフロン類回収の関係者の情報交換や連携の中心となり、法制度の普及啓発やフロン類回収に係る講習会等を実施している地域の協議会の活動を更に活性化させていくべきではないか。

有価で取引される機器からのフロン回収

現行法では、機器を廃棄しようとする者に対してのみ、機器に含まれる冷媒フロン類を回収業者に引き渡すことを義務づけているが、有価か否かにかかわらず使用を終えた機器をスクラップ業者等に譲渡するすべての者に対し、フロン類の回収を義務づけるべきではないか。

他法令に基づく届出等の情報の活用

他法令に基づき行政への届出が行われる情報等の中でフロン類回収の促進に利用できそうなものがあれば、その活用について検討すべきではないか。

排出抑制努力の適正な評価

関係者による排出抑制の努力が、評価・反映される社会的機運の醸成や仕組みを検討すべきではないか。

関係者による自主的な取組の継続・強化

以下のような、フロン類回収に関係する者による自主的な取組を継続・強化していくことにより、法制度を補完していくことが重要ではないか。

- (ア) 製造事業者等による機器への冷媒充填量の低減、機器からの漏洩防止及び修理・整備時又は廃棄時に冷媒を回収しやすい機器の設計等の取組
- (イ) 製造事業者団体によるフロン回収破壊法施行前に製造販売された機器に関係情報を表示するためのシール頒布や設備工事業者団体によるフロン類を回収した機器へ回収済みシール頒布の取組
- (ウ) 冷媒回収促進・技術センター(RRC)による講習会等の回収技術普及の取組

費用負担の問題

処理費用の事前徴収などフロン回収における経済的インセンティブを与えることについては、事前の費用算定や既販機器からの費用徴収の実効性等、多くの課題、困難が存在すると考えられるため直ちに導入することは困難であると考えられるが、今回の対策によって制度が改善されない場合には、その実現可能性について検討すべきではないか。

第三者が介在した場合の「フロン類manifest制度」と「委託契約適正化」のイメージ

フロン類の回収が適正に完了したことの証明として、
廃棄者等に対し、フロン類manifestを回付

